

栃木県事業承継支援補助金公募要領

1 事業の目的

県内の中小企業の優れた技術を次世代に引き継ぎ、安定した雇用の場を確保するため、「栃木県事業承継支援補助金」を交付することにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者が行う、専門家を活用した事業承継を支援します。

2 補助対象者

本事業の補助対象者は、次の（１）から（４）に掲げる要件をいずれも満たす中小企業者になります。

- （１）栃木県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者（※１）であること。ただし、M&Aの場合、譲渡側（売り手）であること。
- （２）みなし大企業（※２）でないこと。
- （３）支援機関（※３）から推薦を受けていること。
- （４）次の①から⑥に掲げるいずれにも該当しないこと（※４）。

- ①栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- ②役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている者
- ③役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- ④役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑥県税を未納の者

※１ 本事業において「中小企業者」とは、商工会法（昭和35年法律第89号）第2条に規定する商工業者であって、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者をいいます。
資本金基準と従業員基準のいずれかに該当することが必要です。

なお、社会福祉法人、医療法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）は中小企業者には含まないものとします。

主たる事業を営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は 出資の総額)	従業員基準 (常時使用する 従業員の数)
製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業(下記以外)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

(注) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

※2 本事業において「みなし大企業」とは次のいずれかに該当する者をいいます。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

※3 本事業において、支援機関は以下のとおりとする。

支援機関
栃木県内に所在する商工会 栃木県内に所在する商工会議所 栃木県内に本支店を有する金融機関 栃木県信用保証協会 栃木県事業承継・引継ぎ支援センター 栃木県中小企業再生支援協議会 公益財団法人栃木県産業振興センター

※4 本事業への申請に際して、上記①～⑥に該当しないことを申請書の提出時に誓約・証明いただくことを必須とします。

3 事業の概要

(1) 募集期間

令和3年7月5日（月）から令和3年11月30日（火）まで随時募集し、予算額に達した段階で募集を終了します。

(2) 事業実施期間

交付決定日から令和4年2月18日（金）まで

(3) 補助限度額

50万円

(4) 補助率

補助対象として認められる経費の2分の1以内

(5) 補助対象経費等

事業承継の実施に当たって、弁護士、税理士、公認会計士、司法書士、中小企業診断士等の専門家に委託するために支払われた下記の経費。

ただし、交付を決定した日から、その年度の2月18日までに終了する補助事業の経費であること。

なお、補助事業を行うに当たっては、当該事業について区分経理を行ってください。補助対象経費は当該事業に使用したのものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなります。

事業	委託先（例）	経費	補助限度額	
			M & A	親族内承継・従業員承継
ア 株式や設備の相続税・贈与税の申告に伴う書類作成	税理士	株式や設備の相続税・贈与税の申告業務のうち、申告書類の作成を委託した場合の経費	50万円	50万円
イ 価値算定	税理士、公認会計士	株価など企業価値の算定や贈与税・相続税のシミュレーションを委託した場合の経費	37.5万円	
ウ 事業承継計画の策定（※）	中小企業診断士、税理士他	事業承継に向けたステップを明確化するための計画策定を委託した場合の経費	37.5万円	
エ デューデリジェンス	各専門家	デューデリジェンス実施を委託した場合の経費	37.5万円	
オ 契約書等の作成	弁護士	最終契約書やレビューの作成を委託した場合の経費	37.5万円	

カ 不動産鑑定評価書作成	不動産鑑定士	不動産の時価評価を委託した場合の経費	37.5万円	50万円
キ 許認可等申請	行政書士	最終契約書に基づき取得すべき許認可等申請を委託した場合の経費	37.5万円	
ク 労務関連手続き	社会保険労務士	最終契約書に基づき労務関連手続きを委託した場合の経費	37.5万円	
ケ 債務整理手続き	弁護士	債務整理手続きを委託した場合の経費	37.5万円	
コ 代表者の変更等に伴う登記手続き	司法書士	最終契約書に基づき不動産売買や定款変更、根抵当権解除等の登記を委託した場合の経費	37.5万円	

※ 事業承継計画とは、事業承継の具体的な進め方を定める計画のことです。

事業承継計画の策定に当たっては、中小企業庁が公表している「事業承継マニュアル」の16ページに記載されている様式に基づき作成してください。

なお、経費は現在の経営者から後継者への事業承継計画を策定する場合に限られます。

【補助対象とならない場合の例】

- ・ 単なる不動産の売買と見なされる場合
- ・ 同一の補助事業対象経費に対し、国が交付する補助金等の交付を受けている又は受ける予定の場合。
- ・ M&Aの成立時に支払う成功報酬にかかる費用
- ・ 専門家に対する顧問料
- ・ 消費税、振込手数料
- ・ 登録免許税
- ・ 定款認証料、収入印紙代
- ・ 各種証明類取得費用
- ・ 交通費、宿泊費
- ・ 交付決定日より前に発注・実施した事業に係る経費

4 申請手続

(1) 申請先

事業承継支援補助金事務局（宇都宮商工会議所）

〒320-0806

宇都宮市中央3-1-4

TEL 028-637-3131

E-mail jigyouhoukei@u-cci.or.jp

(2) 申請方法

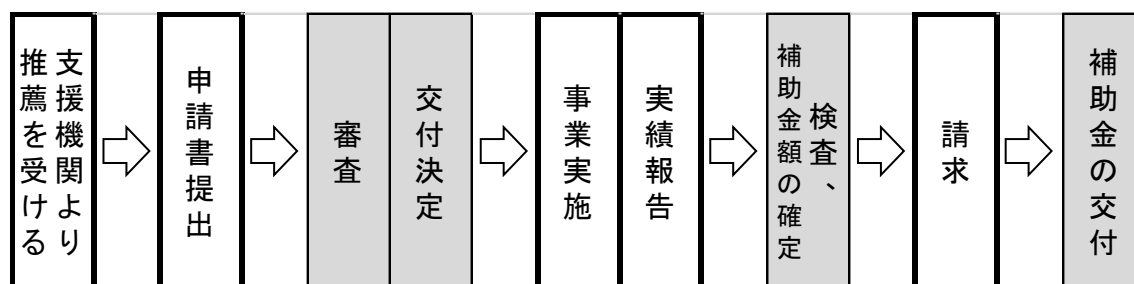
郵送又はメール

(3) 申請書類

- ① 補助金交付申請書（様式第1）
- ② 補助事業計画書（様式第1（別紙1））
- ③ 経営状況等報告書（様式第1（別紙2））
- ④ 誓約書（様式第1（別紙3））
- ⑤ 栃木県税に未納がないことを証明する書類（納税証明書）
（申請日から3ヶ月以内に発行されたもの。）
- ⑥ 履歴事項全部証明書
（法人の場合。個人の場合は住民票の写し。ともに申請日から3ヶ月以内に発行されたもの。）
- ⑦ 直近1期分の決算報告書等の写し（個人の場合、確定申告書）
- ⑧ 見積書の写し（補助対象経費の根拠が分かる資料）
- ⑨ 支援機関からの推薦書（様式第1（別紙4））

(4) 申請の流れ

申請書類に基づく審査で補助対象事業者を決定します。申請者が行う手続きは太枠の部分です。



5 交付決定後の手続き

補助金の交付については、事業実施完了後、原則10日以内に実績報告書を提出してください。

実施した事業内容と費用内容を確認し、交付すべき補助金の額が確定した後、精算払いとなります。

(1) 提出書類

- ① 実績報告書（様式第5）
- ② 支出内訳書（様式第5（別紙））
- ③ 委託先より納品された成果物（写）
- ④ 対象事業に係る経費の支出が済んだこと分かる書類（例：領収証、通帳の写し）

(2) 報告期限

令和4年2月28日（月）17時まで（必着）

6 お問い合わせ先

事業承継支援補助金事務局（宇都宮商工会議所）

〒320-0806

宇都宮市中央3-1-4

TEL 028-637-3131

E-mail jigyouhoukei@u-cci.or.jp